

平成28年度  
診療報酬改定に伴う  
『施設基準』等について

東北厚生局

# 診療報酬改定の留意事項

・本資料は、診療報酬改定の**全ての項目を網羅していません**ので、**ご注意願います**。

・施設基準の届出書の提出の際には、**告示、通知を必ず熟読してください**。

○基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(保医発0304第1号平成28年3月4日)

○特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(保医発0304第2号平成28年3月4日) 等

・算定の際には、**告示、通知を必ず熟読してください**。

○診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について  
(保医発0304第3号平成28年3月4日) 等

# 届出書様式(表紙)

別添 7

## 基本診療料の施設基準等に係る届出書

保険医療機関コード		届出番号	(夜朝) 第	号
連絡先 担当者氏名: 電話番号:				
(届出事項) [ ] の施設基準に係る届出				
<input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。 <input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 <input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 <input type="checkbox"/> 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。				
標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。				
平成 年 月 日				
保険医療機関の所在地及び名称				
			開設者名	印
東北厚生局長 殿				
備考1 [ ] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。 3 届出書は、正副2通提出のこと。				

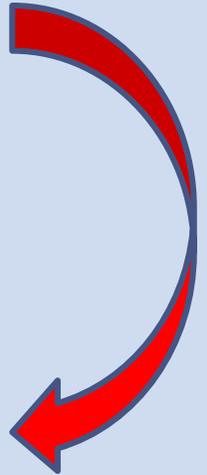
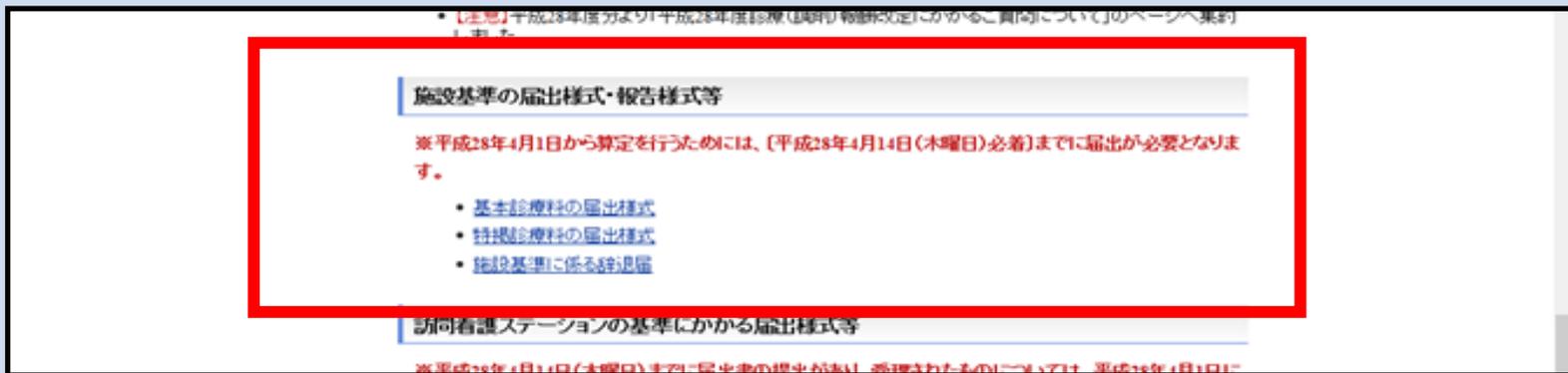
別添 2

## 特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード		届出番号	
連絡先 担当者氏名: 電話番号:			
(届出事項) [ ] の施設基準に係る届出			
<input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。 <input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 <input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 <input type="checkbox"/> 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。			
標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。			
平成 年 月 日			
保険医療機関・保険薬局の所在地及び名称			
		開設者名	印
東北厚生局長 殿			
備考1 [ ] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「√」を記入すること。 3 届出書は、正副2通提出のこと。			

## 届出様式のホームページからの入手方法

### ○東北厚生局トップページの 「平成28年度診療(調剤)報酬改定」のバナーから



## 平成28年度診療(調剤)報酬改定にかかる質問について

- ご質問につきましては、次の「平成28年度診療(調剤)報酬改定にかかる質問票」をご記入のうえ、指導監査課又は各県事務所あてに、FAXまたは郵送により提出をお願いいたします。
- また、参考となる資料等がございましたら質問票に添付願います。
- 照会いただきましたご質問に対しては、個別に口頭にて回答させていただきます。
- なお、ご質問の内容によっては回答にお時間を要する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

様式	<a href="#">質問票(エクセル:14KB)</a>	FAXまたは郵送による提出をお願いします。
	<a href="#">質問票(PDF:171KB)</a>	

## 平成28年度 診療(調剤)報酬改定にかかる質問票

質問年月日 平成 年 月 日 [ 医科・歯科・調剤 ] いずれかに○を  
付してください

照会者	保険医療機関コード または保険薬局コード		
	保険医療機関名称 または保険薬局名称		
	連絡先	電話番号	(        )        -
		課または係名	
	担当者氏名		
( 質問内容 )        [ 区分:        ]  ..... ..... ..... ..... ..... ..... ..... .....			

※ 診療報酬改定に関する照会については、この質問票を使用し、質問事項の区分(例:A001等)および質問内容を記載のうえ、ファクシミリまたは郵便により送付してください。  
 ※ 質問票には質問事項1つを記載し、質問が複数ある場合は、それぞれについて質問票を記載してください。

ファクシミリの送信先・郵送先は次のとおりです

管 轄	事 務 所 名	ファクシミリ番号	所 在 地
青森県	東北厚生局 青森事務所	017-724-9202	〒030-0801 青森県青森市新町2-4-25 青森合同庁舎6階
岩手県	東北厚生局 岩手事務所	019-907-9072	〒020-0024 盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル2階
宮城県	東北厚生局 指導監査課	022-726-9268	〒980-8426 仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア21階
秋田県	東北厚生局 秋田事務所	018-800-7078	〒010-0951 秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎4階
山形県	東北厚生局 山形事務所	023-609-0139	〒990-0039 山形市番瀬町2-2-36 山形センタービル6階
福島県	東北厚生局 福島事務所	024-503-5032	〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公 印 省 略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（公 印 省 略）

厚生労働省保険局医療課長  
（公 印 省 略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（公 印 省 略）

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

標記については、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第52号）の公布に伴い、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第53号）が公布され、平成28年4月1日より適用されることとなったところであるが、保険医療機関からの届出を受理する際には、下記の事項に留意の上、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮をお願いしたい。

なお、従前の「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成26年3月5日保医発0305第1号）は、平成28年3月31日限り廃止する。

標記については、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第52号）の公布に伴い、「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第54号）が公布され、平成28年4月1日より適用されることとなったところであるが、保険医療機関及び保険薬局からの届出を受理する際には、下記の事項に留意の上、貴管下の保険医療機関及び保険薬局並びに審査支払機関に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮をお願いしたい。

なお、従前の「特掲診療料の施設基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（平成26年3月5日保医発0305第2号）は、平成28年3月31日限り廃止する。

記

記

第1 基本診療料の施設基準等

基本診療料の施設基準等については、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」による改正後の「基本診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第62号）に定めるものの他、下記のとおりとし、下記の施設基準を歯科診療について適合する場合にあっては、必要に応じて、当該基準中「医師」とあるのは、「歯科医師」と読み替えて適用するものとする。

- 1 初・再診料の施設基準等は別添1のとおりとする。
- 2 入院基本料等の施設基準等は別添2のとおりとする。
- 3 入院基本料等加算の施設基準等は別添3のとおりとする。

第1 特掲診療料の施設基準等

- 1 特掲診療料の施設基準等は、「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」による改正後の特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）に定めるものの他、別添1のとおりとする。
- 2 別添1に定める施設基準を歯科診療について適用する場合にあっては、必要に応じ、当該基準中「医師」とあるのは、「歯科医師」と読み替えて適用するものとする。

**新たに『施設基準』が創設されたことにより、平成28年4月以降において当該点数を算定するにあたり届出の必要なもの（特掲1）**

○特掲診療料

- 糖尿病透析予防指導管理料の注5に掲げる腎不全期患者指導加算
- 小児かかりつけ診療料
- かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所
- 排尿自立指導料
- 診療情報提供料（I）の注14に掲げる地域連携診療計画加算
- 診療情報提供料（I）の注15に掲げる検査・画像情報提供加算
- 電子的診療情報評価料
- 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算
- 在宅療養実績加算2
- 在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料
- 歯科訪問診療料の注13に規定する基準
- 遺伝学的検査（注に規定する届出に限る。）
- 国際標準検査管理加算
- 長期脳波ビデオ同時記録検査1
- 脳波検査判断料1
- 遠隔脳波診断
- コンタクトレンズ検査料2
- 有床義歯咀嚼機能検査
- ~
- 手術用顕微鏡加算

**施設基準の改正により、平成28年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、平成28年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの（特掲）**

## ○特掲診療料

- ・ニコチン依存症管理料（平成29年7月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・在宅療養支援診療所（平成29年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・コンタクトレンズ検査料1又は3（平成29年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影及び乳房用ポジトロン断層撮影（注3に規定する届出に限る。）（平成29年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・腹腔鏡下肝切除術（3、4、5又は6を算定する場合に限る。）
- ・在宅療養支援歯科診療所（平成29年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・歯根端切除手術の注3
  - ・基準調剤加算
  - ・後発医薬品調剤体制加算1又は2

診療報酬の算定項目の名称が変更されたが、平成28年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに届出が必要でないもの(特掲)

## ○特掲診療料

在宅療養実績加算	→	在宅療養実績加算 1
特定施設入居時等医学総合管理料	→	施設入居時等医学総合管理料
人工膵臓	→	人工膵臓検査
経口摂取回復促進加算	→	経口摂取回復促進加算 1
内視鏡手術用支援機器加算	→	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
歯科治療総合医療管理料	→	歯科治療総合医療管理料（Ⅰ）及び（Ⅱ）
在宅患者歯科治療総合医療管理料	→	在宅患者歯科治療総合医療管理料（Ⅰ）及び（Ⅱ）
在宅かかりつけ歯科診療所加算	→	在宅歯科医療推進加算
歯科技工加算	→	歯科技工加算 1 及び 2
経皮的動脈弁置換術	→	経カテーテル動脈弁置換術

施設基準を満たしていれば届出を不要とするもの

- 夜間・早朝等加算
- 明細書発行体制等加算**
- 臨床研修病院入院診療加算
- 救急医療管理加算
- 妊産婦緊急搬送入院加算
- 重症皮膚潰瘍管理加算
- 強度行動障害入院医療加算
- がん診療連携拠点病院加算
- 小児科外来診療料
- 夜間休日救急搬送医学管理料
- がん治療連携管理料
- 認知症専門診断管理料
- 経皮的冠動脈形成術
- 経皮的冠動脈ステント留置術
- 医科点数表第2章第10部手術の  
通則5及び6(**歯科点数表第2章第  
9部の通則4を含む。)**)に掲げる手術

## 施設基準に係る届出の一部簡素化について(その3)

施設基準に係る届出を統一するもの(いずれかを届け出ればすべて算定可能)

- 腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術
- 腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術
- 腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術
- 腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術
- 腹腔鏡下小切開副腎摘出術
- 腹腔鏡下小切開腎部分切除術
- 腹腔鏡下小切開腎摘出術
- 腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術
- 腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術
- 腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術
- 腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術

- センチネルリンパ節生検(併用)
- 乳がんセンチネルリンパ節加算1

- センチネルリンパ節生検(単独)
- 乳がんセンチネルリンパ節加算2

- 持続血糖測定器加算
- 皮下連続式グルコース測定

- 時間内歩行試験
- シャトルウォーキングテスト(※)

- 検査・画像情報提供加算(※)
- 電子的診療情報評価料(※)

- 人工臓器検査
- 人工臓器療法(※)

※は平成28年度診療報酬改定で  
新設された点数

# かかりつけ歯科医機能の評価

歯科 概要24

## かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の評価③

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所における歯科疾患の重症化予防を評価する。

➤ 口腔機能低下の重症化予防の評価

**(新) 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の加算 100点**

【包括範囲】摂食機能療法、歯周病検査、歯周病部分的再評価検査、歯周基本治療、歯周基本治療処置、機械的歯面清掃処置

## かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準

- (1) 過去1年間に歯科訪問診療1又は2、歯周病安定期治療及びクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している実績があること。
- (2) ①偶発症に対する緊急性の対応、医療事故及び感染症対策等の医療安全対策に係る研修、②高齢者の心身の特性、口腔機能の管理及び緊急時対応等に係る研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。
- (3) 歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ一名以上配置されていること。
- (4) 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制が確保されていること。
- (5) 当該診療所において、迅速に歯科訪問診療が可能な歯科医師をあらかじめ指定するとともに、当該担当医名、連絡先電話番号等について、事前に患者等に対して説明の上、文書により提供していること。
- (6) 当該地域において、在宅医療を担う保険医療機関と連携を図り、必要に応じて、情報提供できる体制を確保していること。
- (7) 当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスの連携調整を担当する者と連携していること。
- (8) 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な感染症対策を講じていること。
- (9) 感染症患者に対する歯科診療について、ユニットの確保等を含めた診療体制を常時確保していること。
- (10) 歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削時等に飛散する細かな物質を吸引できる環境を確保していること。
- (11) 患者にとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次の十分な装置・器具等を有していること。
  - ①自動体外式除細動器(AED)、②経皮的酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)、③酸素供給装置、④血圧計、⑤救急蘇生セット、⑥歯科用吸引器

## かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準(届出)

### (新) かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所

#### [届出に関する事項]

- ・ 別添2の様式17の2を用いること。
- ・ 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故、感染症対策等の医療安全対策、高齢者の心身の特性、口腔機能の管理及び緊急時対応等に係る研修を全て修了していることが確認できる文書を添付すること。

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準  
に係る届出書添付書類

1 歯科訪問診療及び歯周病安定期治療の実施状況(届出前1年間の実績)

(1) 歯科訪問診療 \_\_\_\_\_人

(2) 歯周病安定期治療 \_\_\_\_\_人

※(1)については、歯科訪問診療1及び2を算定した人数の延べ人数を記載すること。

※(2)については、歯周病安定期治療(1)を算定した人数の延べ人数を記載すること。

2 クラウン・ブリッジ維持管理料の届出状況

クラウン・ブリッジ維持管理料の届出年月日 ( 年 月 日)

3 医療安全対策及び高齢者の口腔機能管理に係る研修の受講歴等

受講歯科医師名 (複数の場合は全員)	
研 修 名	
受講年月日	
研修の主催者	
講習の内容等	

※医療安全対策に関する内容を含むものであること。

※高齢者の心身の特性、口腔機能管理、緊急時対応に関する内容を含むものであること。

※研修会の修了証の写しの添付でも可とするものであること。

4 歯科医師の氏名等

勤務形態 (該当する方に○)	歯科医師の氏名	訪問診療担当者 (担当している者に○)
常勤／非常勤		

5 歯科衛生士等の氏名等

勤務形態 (該当する方に○)	歯科衛生士の氏名	訪問診療担当者 (担当している者に○)
常勤／非常勤		

6 迅速に対応できる体制に係る事項

担当者の氏名及び職種	
連絡先	
連絡方法	

7 緊急時の連携保険医療機関

医療機関の名称	
所在地	
緊急時の連絡方法等	

8 当該地域における連携療機関（在宅医療を担う医科医療機関）

医療機関の名称	
所在地	
在宅医療を行う医師の氏名	
連絡先	

9 当該診療所における保健医療サービス及び福祉サービスの連携担当者

氏名	
資格	
主な業務内容	

10 当該保険医療機関に設置されているユニット数・滅菌器具等

歯科用ユニット数:	台
滅菌器(製品名等):	

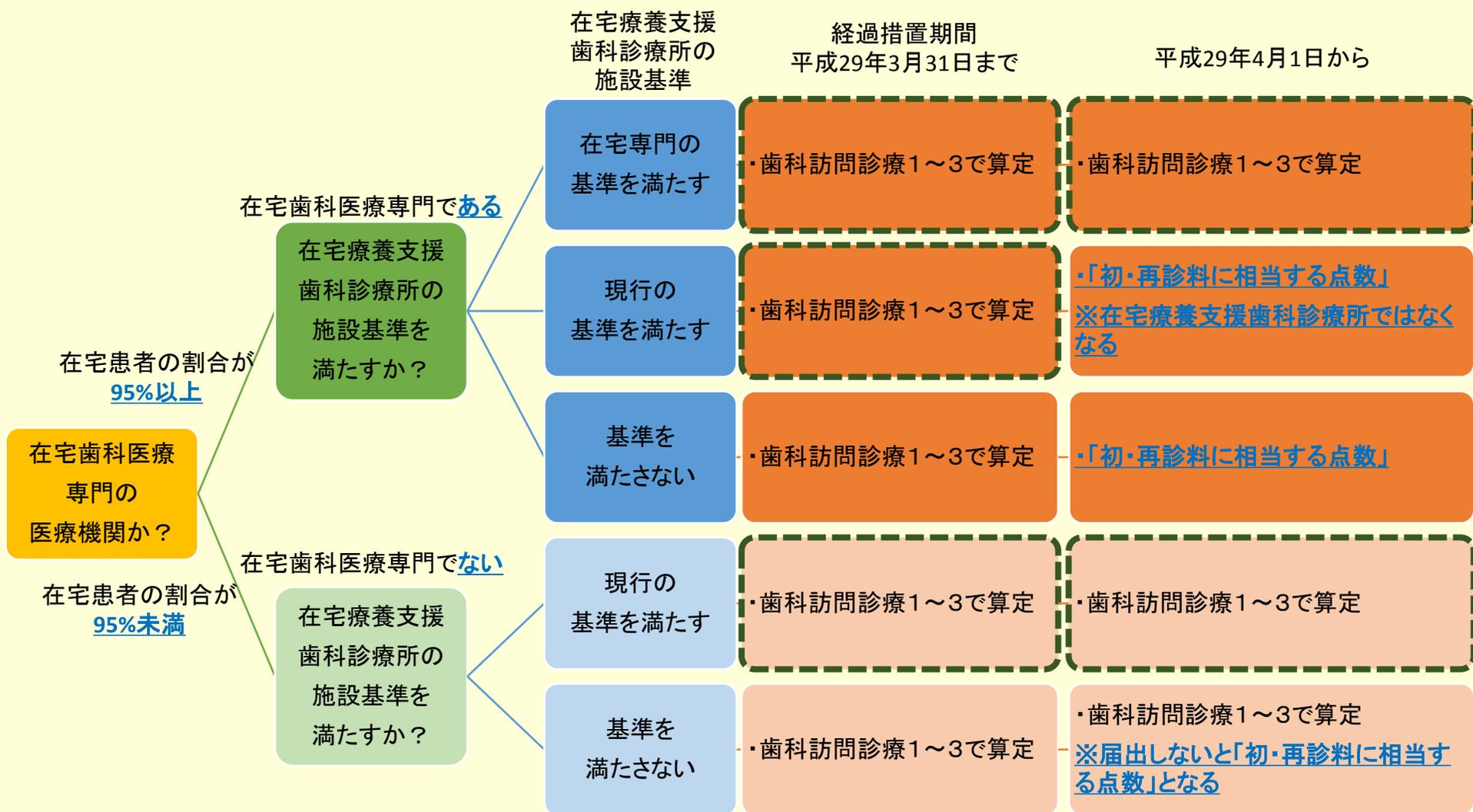
11 当該保険医療機関に常時設置されている装置・器具の名称

一般名称	装置・器具等の製品名	台数 (セット数)
自動体外式除細動器 (AED)		
経皮的酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)		
酸素供給装置		
血圧計		
救急蘇生キット		
歯科用吸引装置		

# 在宅歯科医療の推進について②

## 在宅歯科医療を行う医療機関について

歯科 概要27



※点線は在宅療養支援歯科診療所

※「初・再診料に相当する点数」の場合、在宅患者等急性歯科疾患対応加算は算定できない。

## 歯科訪問診療料の注13に規定する基準

### (新) 歯科訪問診療料の注13に規定する基準

※ 歯科訪問診療を行う医療機関で在宅患者の割合が95%未満で在宅療養歯科支援診療所以外の診療所が対象

#### [主な施設基準]

直近1か月に歯科訪問診療及び外来で歯科診療を提供した患者のうち、歯科訪問診療を提供した患者数の割合が9割5分未満の保険医療機関であること。

平成29年4月1日までに届出しないと「初・再診料に相当する点数」による算定

#### [届出に関する事項]

別添2の様式21の3の2を用いること。

様式 21 の3の2

歯科訪問診療料の注 13 に規定する基準の施設基準に係る届出書添付書類

歯科訪問診療の実施状況（届出前1月間の実績）

歯科訪問診療の患者数 ① \_\_\_\_\_人

外来の患者数 ② \_\_\_\_\_人

歯科訪問診療を実施した患者数の割合  $\frac{①}{①+②} = \text{_____} \dots (A)$

※(A)が 0.95 未満である場合 当該基準に適合

[記載上の注意]

※①については、歯科訪問診療料(歯科訪問診療1、2又は3)を算定した人数、

②については、診療所で歯科初診料又は歯科再診料を算定した人数を記載すること。

※①、②とも延べ人数を記載すること。

# 在宅歯科医療の推進について①

## 在宅医療を専門に行う医療機関の開設

歯科 概要26

- 健康保険法に基づく開放性の観点から、外来応需体制を有していることが原則であることを明確化した上で、以下の要件等を満たす場合には在宅医療を専門に実施する診療所の開設を認める。

[主な開設要件]

- ① 外来診療が必要な患者が訪れた場合に対応できるよう、診療地域内に2か所以上の協力医療機関を確保していること(地域医師会、地域歯科医師会から協力の同意を得られている場合はこの限りではない。)
- ② 在宅医療導入に係る相談に随時応じ、患者・家族等からの相談に応じる設備・人員等が整っていること。
- ③ 往診や訪問診療を求められた場合、医学的に正当な理由等なく断ることがないこと。
- ④ 緊急時を含め、随時連絡に応じる体制を整えていること。

等

## 在宅歯科医療専門の医療機関に関する評価

- 在宅歯科医療を専門に実施する保険医療機関(在宅患者の割合が95%以上の保険医療機関)に係る在宅療養支援歯科診療所の施設基準に以下のものを追加する。

① 直近1か月の在宅歯科医療の患者の割合が95%以上	④ 在宅歯科医療に係る経験が3年以上の歯科医師の勤務
② 5か所／年以上の医療機関からの新規患者紹介	⑤ ポータブルのユニット、バキューム、レントゲンを有すること
③ 歯科訪問診療のうち、歯科訪問診療1が6割以上	⑥ 「抜髄、感染根管処置:20件」、「抜歯手術:20件」、「有床義歯新製、有床義歯修理、有床義歯内面適合法:40件(各5件以上)」

- 在宅歯科医療を専門に実施する保険医療機関(在宅患者の割合が95%以上の保険医療機関)であって、在宅療養支援歯科診療所の指定を受けていないものについては、初診料、再診料に相当する点数により算定する。
- 現行の在宅療養支援歯科診療所の施設基準に、在宅患者の割合が95%未満を追加する。
- 現行の在宅療養支援歯科診療所は平成29年3月31日まで、基準を満たしているものとする。

## 在宅療養支援歯科診療所(その1)

### (新) 在宅歯科医療を専門に実施する在宅療養支援歯科診療所

#### [主な施設基準]

直近1か月に歯科訪問診療を行った患者数の割合が9割5分以上の診療所は現行の在宅療養支援歯科診療所の施設基準に加え、以下の要件も満たしていること。

- (1) 過去1年間に、5か所以上の保険医療機関から初診患者の診療情報提供を受けていること。
- (2) 直近3か月に当該診療所で行われた歯科訪問診療のうち、6割以上が歯科訪問診療1を算定していること。
- (3) 在宅歯科医療に係る3年以上の経験を有する歯科医師が勤務していること。
- (4) 歯科用ポータブルユニット、歯科用ポータブルバキューム及び歯科用ポータブルレントゲンを有していること。
- (5) 歯科訪問診療において、過去1年間の診療実績を全て満たすこと。
  - ① 抜髄及び感染根管処置の算定実績が合わせて20回以上
  - ② 抜歯手術の算定実績が20回以上
  - ③ 有床義歯を新製した回数、有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の算定実績が合わせて40回以上(それぞれの算定実績は5回以上)

#### [届出に関する事項]

別添2の様式18を用いること。

### 【在宅療養支援歯科診療所の施設基準の変更】

在宅医療を提供した患者数を、在宅医療及び外来医療を提供した患者の合計数で除した値が0.95未満であること。

#### [経過措置]

平成28年3月31日時点で在宅療養支援歯科診療所として届け出ている保険医療機関については、平成29年3月31日までの間、基準を満たしているものとする。

#### [届出に関する事項]

別添2の様式18を用いること。

## 在宅療養支援歯科診療所の施設基準に係る届出書添付書類

<b>1. 歯科訪問診療の割合(届出前1月間の実績)</b> 歯科訪問診療を算定した人数                   ① _____人 外来で歯科診療を提供した人数               ② _____人 ※①については、歯科訪問診療料を算定した人数、②については、診療所で歯科初診料、 歯科再診料を算定した人数を記載すること。 ※①、②とも延べ人数を記載すること。 歯科訪問診療を提供した患者数の割合   ①/(①+②)= _____・・・(A)											
<b>2. 歯科訪問診療の実績(届出前1年間の実績)</b> 歯科訪問診療料を算定した人数               _____人 ※歯科訪問診療1、2又は3を算定した延べ人数を記載すること。											
<b>3. 高齢者の口腔機能管理に係る研修の受講歴等</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">受講歯科医師名(複数の場合は全員)</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">研 修 名</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">受 講 年 月 日</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">研 修 の 主 催 者</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">講 習 の 内 容 等</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 5px;">※ 高齢者の口腔機能管理に関する内容を含むものであること。          ※ 研修会の修了証の写しの添付でも可とするものであること。</p>		受講歯科医師名(複数の場合は全員)		研 修 名		受 講 年 月 日		研 修 の 主 催 者		講 習 の 内 容 等	
受講歯科医師名(複数の場合は全員)											
研 修 名											
受 講 年 月 日											
研 修 の 主 催 者											
講 習 の 内 容 等											
<b>4. 歯科衛生士の氏名等(常勤又は非常勤を○で囲むこと)</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; padding: 2px;">氏 名</th> <th style="width: 50%; padding: 2px;">常勤/非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">1)</td> <td style="padding: 2px;">常勤/非常勤</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2)</td> <td style="padding: 2px;">常勤/非常勤</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3)</td> <td style="padding: 2px;">常勤/非常勤</td> </tr> </tbody> </table>		氏 名	常勤/非常勤	1)	常勤/非常勤	2)	常勤/非常勤	3)	常勤/非常勤		
氏 名	常勤/非常勤										
1)	常勤/非常勤										
2)	常勤/非常勤										
3)	常勤/非常勤										
<b>5. 迅速に対応できる体制に係る事項</b> (1)患者からの連絡を受ける体制:対応体制    ___名で担当 ・ 担当者の氏名及び職種  ・ 連絡方法・連絡先  (2)歯科訪問診療体制:対応体制               ___名で担当 ・ 担当医の氏名											

6. 連携している在宅療養を担う医科の保険医療機関

(1) 医療機関の名称

(2) 在宅医療を行う医師の氏名

(3) 連絡先

7. 当該診療所における保健医療サービス及び福祉サービスの連携担当者

- ・ 氏名、連絡先
- ・ 資格、主な業務内容

8. 後方支援医療機関(歯科医療機関)

(1) 医療機関の名称

(2) 所在地

(3) 連絡先

以下、9～12については、1. の(A)が0.95以上である診療所のみ記載

9. 初診患者の診療情報提供を受けた保険医療機関

保険医療機関名	備考
1)	
2)	
3)	
4)	
5)	

10. 歯科訪問診療料の算定実績 (届出前3月間の実績)

歯科訪問診療1	①	人
歯科訪問診療2	②	人
歯科訪問診療3	③	人

歯科訪問診療1の算定割合:  $\frac{①}{①+②+③} \times 100\%$

\_\_\_\_\_ %

※①～③の歯科訪問診療料の人数は延べ人数を記載すること。

11. 在宅医療に係る経験を有する歯科医師の氏名等

歯科医師の氏名	経験年数

12. 当該施設基準に係る必要な機器の一覧(製品名等)

機器の種類	概 要	
①ポータブル ユニット	医療機器認証番号	
	製品名	
	製造販売業者名	
②ポータブル パキューム	医療機器承認番号	
	製品名	
	製造販売業者名	
③ポータブル レントゲン	医療機器認証番号	
	製品名	
	製造販売業者名	
[備考]		

※①～③について、各欄に書ききれない場合は備考欄に医療機器認証/届出番号、製品名及び製造販売業者名を記載すること。

13. 歯科訪問診療における処置等の算定実績 (届出前1年間の実績)

①抜髄	回	②感染根管処置	回
③ ①及び②の合計(③=①+②)	回	④抜歯手術	回
⑤有床義歯の新製	回	⑥有床義歯修理	回
⑦有床義歯内面適合法	回		
⑧ ⑤、⑥及び⑦の合計(⑧=⑤+⑥+⑦)			回

※回数は延べ算定回数を記載すること。

※③、④が20回以上であること。

※⑤、⑥及び⑦がそれぞれ5回以上であること。

※⑧が40回以上であること。

# ICTを活用したデータの収集・利活用

## 診療情報提供書等の文書の電子的な送受に関する記載の明確化

歯科 概要63

- 診療情報提供書等の診療等に要する文書（これまで記名・押印を要していたもの）を、**電子的に送受できることを明確化し、安全性の確保等に関する要件を明記。**

## 画像情報・検査結果等の電子的な送受に関する評価

- 保険医療機関間で、診療情報提供書を提供する際に、併せて、画像情報や検査結果等を電子的に提供し活用することについて評価。

### （新）検査・画像情報提供加算

（診療情報提供料の加算として評価）

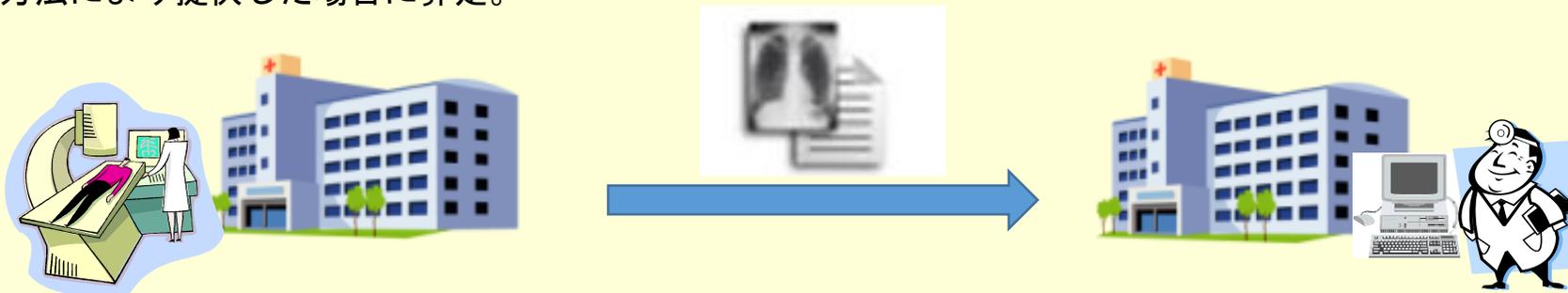
イ 退院患者の場合 200点

ロ その他の患者の場合 30点

診療情報提供書と併せて、画像情報・検査結果等を電子的方法により提供した場合に算定。

### （新）電子的診療情報評価料 30点

診療情報提供書と併せて、電子的に画像情報や検査結果等の提供を受け、診療に活用した場合に算定。



#### 【施設基準】

- ① 他の保険医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信が可能なネットワークを構築していること。
- ② 別の保険医療機関と標準的な方法により安全に情報の共有を行う体制が具備されていること。

## 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料

### (新) 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料

#### (特掲 表1) 診療情報提供料(I)の注15に掲げる検査・画像情報提供加算 電子的診療情報評価料

#### [主な施設基準]

- (1) 診療情報提供書を電子的に提供する場合は、HPKIによる電子署名を施すこと。
- (2) 患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能なネットワークを構築すること。
- (3) 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成25年10月）を遵守し、安全な通信環境を確保すること。
- (4) 保険医療機関において、個人単位の情報の閲覧権限の管理など、個人情報の保護を確実に実施すること。
- (5) 厚生労働省標準規格に基づく標準化されたストレージ機能を有する情報蓄積環境を確保すること。
- (6) 情報の電子的な送受に関する記録を残していること。（ネットワーク運営事務局が管理している場合は、随時取り寄せることができること。）  
情報提供側：提供した情報の範囲及び日時を記録。  
情報受領側：閲覧情報及び閲覧者名を含むアクセスログを1年間記録。

#### [届出に関する事項]

別添2の様式14の2を用いること。

**検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料  
の施設基準に係る届出書添付書類**

1	届出を行う点数	検査・画像情報提供加算      電子的診療情報評価料 (該当するものを○で囲むこと)	
2	診療情報提供書の送付・受信	イ) 電子的な方法による送受を実施する ロ) 電子的な方法による送受を実施しない	
3	HPKIを有する 医師数及び歯科医師 数(人)	人	※2がロ)の場合は記入不要
4	検査結果・画像情報 等の電子的な送受 信・共有の方法	イ) 電子的な診療情報提供書に添付して送受信 ロ) 検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ他医療機関に閲覧許可 ハ) 他医療機関の検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ閲覧 (実施するもの全てを○で囲むこと)	
5	ネットワーク名		
6	ネットワークに所属 する医療機関名	以下に5つの医療機関名を記載。ネットワーク内の医療機関数が5つに満たない場合は、所属する全医療機関名を記載する。 イ) ロ) ハ) ニ) ホ)	
7	ネットワークを 運営する事務局	事務局名      : 事務局所在地 :	
8	安全な通信環境 の確保状況	チャンネル・セキュリティ      : オブジェクト・セキュリティ :	
9	個人単位の情報の 閲覧権限の管理体制	有 ・ 無 (該当するものを○で囲むこと)	
10	ストレージ	有 ・ 無 (該当するものを○で囲むこと)	
		(「有」の場合) 厚生労働省標準規格 に基づくストレージ機能	有 ・ 無 (該当するものを○で囲むこと)

※HPKI：厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤 (HPKI：Healthcare Public Key Infrastructure)

※ネットワーク：他の医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能なネットワーク

[記載上の注意]

3 表の8は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成25年10月)の「外部と個人情報を含む医療情報を交換する場合の安全管理」に規定するチャンネル・セキュリティ及びオブジェクト・セキュリティについて、保険医療機関内でどのような環境を確保しているかを明示する。

例 チャンネル・セキュリティ：専用線、公衆網、IP-VPN、IPsec-IKE 等  
オブジェクト・セキュリティ：SSL/TLS 等

# 先進医療技術の保険導入

## 口腔機能の総合的な評価

歯科 概要60

- 有床義歯咀嚼機能検査とは、有床義歯装着時の下顎運動及び咀嚼能力を測定することにより、有床義歯装着による咀嚼機能の回復の程度等を客観的かつ総合的に評価し、有床義歯の調整、指導及び管理を効果的に行うことを目的として行うものであり、有床義歯を新製する場合において、新製有床義歯の装着前及び装着後のそれぞれについて実施する。

### (新) 有床義歯咀嚼機能検査

**1 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合 480点(1回につき)**

**2 咀嚼能力測定のみを行う場合 100点(1回につき)**

#### 【算定要件】

1について、義歯装着前に2回以上行った場合は、第1回目の検査を行ったときに算定する。また、義歯装着日の属する月から起算して6月以内に限り、月1回を限度として算定する。

2について、1を算定した患者について、義歯装着日の属する月から起算して6月以内に限り、月1回を限度として算定する。また、1を算定した月は算定できない。

#### 【施設基準】

当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

#### 下顎運動測定



下顎切歯点  
に付けたマ  
グネットの動  
きを下顎運  
動記録装置  
で記録

#### 咀嚼能力測定



グミゼリーを  
咀嚼した際  
のグルコー  
ス溶出量を  
計測し、咀  
嚼能力を測  
定

## (新) 有床義歯咀嚼機能検査

### [主な施設基準]

(1) 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。

(2) 当該保険医療機関内に歯科用下顎運動測定器及び咀嚼能率測定用のグルコース分析装置を備えていること。

※ 下顎運動測定器：D009 顎運動関連検査で規定されている歯科用下顎運動測定器と同じ定義

※ グルコース分析装置：歯科用のもので一般用血糖値測定器計は不可  
現在はグルコセンサーGS1、GS2(ジーシー社)のみ可

### [届出に関する事項]

別添2の様式38の1の2を用いること。

有床義歯咀嚼機能検査の施設基準届出書添付書類

1 当該検査に係る歯科医師の氏名等

歯科医師の氏名	経歴(経験年数を含む。)

2 当該検査に係る医療機関の体制状況等

概 要	
歯科用下顎 運動測定器	医療機器認証番号
	製品名
	製造販売業者名
	特記事項
グルコース 分析装置	医療機器届出番号
	製品名
	製造販売業者名
	特記事項

※「2」の歯科用下顎運動測定器及びグルコース分析装置については、医療機器認証番号又は医療機器届出番号、製品名、製造販売業者名等を記載すること。

※グルコース分析装置については、咀嚼能率測定用のグルコース分析装置であること。

# 口腔疾患の重症化予防・口腔機能低下への対応、生活の質に配慮した歯科医療の充実④

## 歯科固有の技術の評価①

歯科 概要39

- 4根管又は槌状根に対してマイクロスコープ（歯科用実体顕微鏡）及び歯科用3次元エックス線断層撮影を用いて、歯の根管数や形態を正確に把握した上で根管治療を行う場合を評価するとともに、加圧根管充填の評価を充実する。

### 現行

単根管 130点  
2根管 156点  
3根管 190点



### 改定後

単根管 136点  
2根管 164点  
3根管 200点

4根管又は槌状根に対して歯科用3次元エックス線断層撮影装置及び手術用顕微鏡を用いて根管治療を行った場合は、400点を所定点数に加算する。なお、歯科用3次元エックス線断層撮影の費用は別に算定できる。

※3次元エックス線断層撮影は他の医療機関でも可（歯根端切除手術についても同様とする）

- 抜歯手術について、抜歯部位に応じた評価となるよう見直しを行う。

### 現行

前歯 150点  
臼歯 260点  
難抜歯 470点



### 改定後

前歯 150点  
臼歯 260点  
（削除）

歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術を行った場合、難抜歯加算として210点を所定点数に加算する。

# 歯科固有の技術の評価

現行	改定後												
<p>【加圧根管充填処置(1歯につき)】</p> <table border="0"> <tr> <td>1 単根管</td> <td>130点</td> </tr> <tr> <td>2 2根管</td> <td>156点</td> </tr> <tr> <td>3 3根管以上</td> <td>190点</td> </tr> </table> <p>注1 区分番号M000-2に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において算定する。</p> <p>2 特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。</p>	1 単根管	130点	2 2根管	156点	3 3根管以上	190点	<p>【加圧根管充填処置(1歯につき)】</p> <table border="0"> <tr> <td>1 単根管</td> <td>136点</td> </tr> <tr> <td>2 2根管</td> <td>164点</td> </tr> <tr> <td>3 3根管以上</td> <td>200点</td> </tr> </table> <p>注1 区分番号M000-2に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料の注1により当該管理料を算定する旨を地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において算定する。</p> <p>2 特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。</p> <p>3 3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、4根管又は槌状根に対して歯科用3次元エックス線断層撮影装置及び手術用顕微鏡を用いて根管治療を行った場合に、手術用顕微鏡加算として、400点を所定点数に加算する。なお、第4部に掲げる歯科用3次元エックス線断層撮影の費用は別に算定できる。</p>	1 単根管	136点	2 2根管	164点	3 3根管以上	200点
1 単根管	130点												
2 2根管	156点												
3 3根管以上	190点												
1 単根管	136点												
2 2根管	164点												
3 3根管以上	200点												

## 手術用顕微鏡加算

(新) 手術用顕微鏡加算

400点

### [主な施設基準]

- (1) 手術用顕微鏡を用いた治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。
- (2) 保険医療機関内に手術用顕微鏡が設置されていること。

### [届出に関する事項]

別添2の様式49の8を用いること。

手術用顕微鏡加算  
歯根端切除手術の注3

の施設基準に係る届出書添付書類

1 当該療養を実施する歯科医師の氏名等

歯科医師の氏名	経歴(経験年数を含む。)

2 当該療養に係る医療機関の体制状況等

概 要	
手術用顕微鏡	医療機器届出番号
	製品名
	製造販売業者名
歯科用3次元 エックス線 断層撮影	(該当するものに○を記入)  <input type="checkbox"/> 自院で撮影  <input type="checkbox"/> 連携医療機関で撮影
連携医療機関	名 称
	所在地
	名 称
	所在地
	名 称
	所在地
	名 称
	所在地

※ 「2」の使用する手術用顕微鏡については、装置の医療機器製造販売届出番号、製品名、製造販売業者名を記載すること。

※ 「2」の歯科用3次元エックス線断層撮影について、連携先の医療機関で撮影する場合は、連携医療機関の名称及び所在地を記載すること。

## 歯根端切除手術の注3

### (新) 歯根端切除手術の注3

現行	改定後
<p>【歯根切除手術】</p> <p>1 2以外の場合 1,350点</p> <p>2 歯科CT撮影装置及び手術用顕微鏡を用いた場合 2,000点</p> <p>注1 第4部に掲げる歯科用3次元エックス線断層撮影の費用は別に算定できる。</p> <p>2 歯根端閉鎖の費用は、所定点数に含まれる。</p>	<p>【歯根切除術】</p> <p>1 2以外の場合 1,350点</p> <p>2 歯科用3次元エックス線断層撮影装置及び手術用顕微鏡を用いた場合 2,000点</p> <p>注1 第4部に掲げる歯科用3次元エックス線断層撮影の費用は別に算定できる。</p> <p>2 歯根端閉鎖の費用は、所定点数に含まれる。</p> <p><u>3 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該手術を実施した場合に算定する。</u></p>

#### [主な施設基準]

- (1) 手術用顕微鏡を用いた治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。
- (2) 保険医療機関内に手術用顕微鏡が設置されていること。

#### [届出に関する事項]

別添2の様式49の8を用いること。

手術用顕微鏡加算  
歯根端切除手術の注3

の施設基準に係る届出書添付書類

1 当該療養を実施する歯科医師の氏名等

歯科医師の氏名	経歴(経験年数を含む。)

2 当該療養に係る医療機関の体制状況等

概 要	
手術用顕微鏡	医療機器届出番号
	製品名
	製造販売業者名
歯科用3次元 エックス線 断層撮影	(該当するものに○を記入) <input type="checkbox"/> 自院で撮影 <input type="checkbox"/> 連携医療機関で撮影
	連携医療機関
連携医療機関	名 称
	所在地
	名 称
	所在地
	名 称
	所在地
	名 称
	所在地

※ 「2」の使用する手術用顕微鏡については、装置の医療機器製造販売届出番号、製品名、製造販売業者名を記載すること。

※ 「2」の歯科用3次元エックス線断層撮影について、連携先の医療機関で撮影する場合は、連携医療機関の名称及び所在地を記載すること。

## 口腔疾患の重症化予防・口腔機能低下への対応、生活の質に配慮した歯科医療の充実①

### 全身的な疾患を有する患者に対する歯科医療の充実①

歯科 概要35

- 全身的な疾患を有する患者の歯科治療を行う際に、必要に応じてバイタルサインのモニタリングを行った場合を評価する。

**(新) 歯科治療総合医療管理料(Ⅱ) 45点 (1日につき)**

**(新) 在宅患者歯科治療総合医療管理料(Ⅱ) 45点 (1日につき)**

※現行の歯科治療総合医療管理料、在宅患者歯科治療総合医療管理料を、それぞれ(Ⅰ)として、  
歯科治療総合医療管理料(Ⅱ)、在宅患者歯科治療総合医療管理料(Ⅱ)を新たに創設

#### [算定要件]

- ・施設基準に適合した保険医療機関において、全身的な管理が必要な患者に対し、第8部処置(区分番号I009からO009-4、区分番号I010及びI011-3に掲げるものを除く。)、第9部手術又は第12部歯冠修復及び欠損補綴(区分番号M001から区分番号M003までに掲げるもの)に限り、全身麻酔下で行うものを除く。)を行うに当たって、必要な医療管理(血圧、脈拍、経皮的酸素飽和度を経時的に監視)を行った場合に算定する。
- ・医科点数表の呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ(ハートスコープ)、カルジオタコスコープを算定した日は、当該管理料は算定できない。
- ・周術期口腔機能管理料(Ⅰ)、周術期口腔機能管理料(Ⅱ)、周術期口腔機能管理料(Ⅲ)、歯科治療総合医療管理料(Ⅰ)、在宅患者歯科治療総合医療管理料(Ⅰ)を算定した月は算定できない。

[対象患者] 高血圧性疾患、虚血性心疾患、不整脈、心不全、脳血管疾患がある患者

[施設基準] 現行の歯科治療総合医療管理料の施設基準と同じ。

# 在宅歯科医療の推進について④

## 在宅歯科医療の推進

歯科 概要29

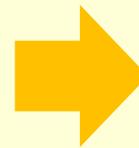
- 在宅歯科医療を推進する等の観点から、在宅かかりつけ歯科診療所加算の施設基準等の見直しを行う。

### 現行

在宅かかりつけ歯科診療所加算

#### [施設基準]

- ・歯科診療所であること
- ・当該歯科診療所で実施される直近3か月の歯科訪問診療の実績が、月平均5人以上であり、そのうち少なくとも8割以上が歯科訪問診療1を算定していること。



### 改定後

在宅歯科医療推進加算（名称変更）

#### [施設基準]

- ・歯科診療所であること
- ・当該歯科診療所で実施される直近3か月の歯科訪問診療の実績が、月平均5人以上であり、そのうち少なくとも6割以上が歯科訪問診療1を算定していること。

## 歯科訪問診療の適正化

- 同一建物、同一日に複数の患者に対する歯科訪問診療料の適正化を行う。

### 現行

歯科訪問診療3 143点



### 改定後

歯科訪問診療3 120点

口腔疾患の重症化予防・口腔機能低下への対応、生活の質に配慮した歯科医療の充実⑪

補綴治療等、口腔機能の回復等に資する技術①

歯科 概要46

- 硬質レジンジャケット冠、CAD/CAM冠の適応を大臼歯に拡大する(金属アレルギーの場合に限る)。

現行
硬質レジンジャケット冠、CAD/CAM冠



改定後
硬質レジンジャケット冠、CAD/CAM冠 <u>適応を大臼歯へ拡大(医科の保険医療機関等から、金属アレルギーの診療情報提供(診療情報提供料の様式に準じるもの)に基づく場合に限る)</u>

- CAD/CAM冠の装着

現行
CAD/CAM冠を装着した場合は、所定点数に相当する点数を所定点数に加算する。



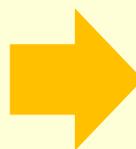
改定後
<u>CAD/CAM冠を装着する際に、歯質に対する接着性を向上させることを目的に内面処理を行った場合は、所定点数の100分の100に相当する点数を所定点数に加算する。</u>

- 有床義歯修理における歯科技工加算の評価を見直すとともに有床義歯修理を充実する。

(新) 歯科技工加算1 50点

(新) 歯科技工加算2 30点

現行
有床義歯修理 228点 義歯を預かった翌日に修理 24点加算



改定後
有床義歯修理 <u>234点</u> <u>歯科技工加算1 義歯を預かった当日に修理</u> <u>歯科技工加算2 義歯を預かった翌日に修理</u>

### 【第1 基本診療料の施設基準等】

(新設)

基本診療料の施設基準における常勤配置とは、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する産前・産後休業及び育児・介護休業法（平成3年法律第76号）に規定する育児・介護休業を取得中の期間において、当該施設基準上求められる資質を有する複数の非常勤従事者の常勤換算後の人員数を原則含めるものであること。

また、育児・介護休業後等の従事者が、育児・介護休業法に規定する短時間勤務制度を利用し、正職員として勤務する場合、育児・介護休業法で定める期間は、週30時間以上の勤務で常勤扱いとすること。

### 【第1 特掲診療料の施設基準等】

(新設)

特掲診療料の施設基準における常勤配置については、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する産前・産後休業及び育児・介護休業法（平成3年法律第76号）に規定する育児・介護休業を取得中の期間に限り、当該施設基準上求められる資質を有する複数の非常勤従事者の常勤換算後の人員数を含めることができること。

また、育児・介護休業後等の従事者が、育児・介護休業法に規定する短時間勤務制度を利用し、正職員として勤務する場合、育児・介護休業法で定める期間は、週30時間以上の勤務で常勤扱いとすること。

# 明細書無料発行の推進

## 明細書無料発行の推進

歯科 概要66

- 現行、電子レセプト請求が義務付けられている病院、診療所及び薬局については、原則として明細書を無償で発行しなければならないこととされているが、自己負担のない患者については、対象外となっていることから、以下の対応を行う。

(※) 400床未満の病院・診療所は経過措置あり(400床未満の病院は平成28年4月から完全義務化)

- ① 公費負担医療に係る給付により自己負担がない患者(全額公費負担の患者を除く。)についても、患者に対する情報提供の観点から、電子レセプト請求を行っている保険医療機関及び保険薬局については、患者から求めがあった場合の無料発行を原則義務とする。

※ 「保険医療機関及び保険医療養担当規則」及び「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」を改正

- ② ただし、自己負担がない患者に対応した明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用している、又は自動入金機の改修が必要な医療機関及び薬局に対しては、2年間(診療所については、当面の間)の猶予措置を設ける。

# 施設基準の届出にあたっての留意事項

- ・届出にあたっては、届出する施設基準の告示・通知を必ず確認すること。
- ・「基本診療料の施設基準」の届出にあたっては、特に規定する場合を除き、届出前1か月の実績を有していること。
- ・届出する施設基準ごとに、表紙（基本診療料は「別添7」、特掲診療料は「別添2」）、施設基準に該当する様式、添付書類が必要なものは添付書類を1組とし、正副2組作成し提出すること。

## ※提出期限

平成28年4月1日から算定するためには、

**平成28年4月14日(木)必着** で提出すること。